

2 0 2 0

地域振興部の概要



長崎県

目 次

I 地域振興部組織機構及び職員数	1
------------------	---

II 地域振興部事務分掌	2
--------------	---

III 令和2年度企画振興部の予算概要	4
---------------------	---

IV 地域振興部の主要事業

地域づくり推進課

1 UIターン促進	11
2 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業	13
3 長崎！県市町スクラムミーティング	14
4 過疎対策	15
5 半島振興対策	17
6 集落維持対策推進費	19
7 振興局活動推進費	20
8 島原・天草・長島架橋構想の推進	21
9 地域づくり活性化支援事業	22
10 地域総合整備財団（ふるさと融資）貸付制度	23
11 有人国境離島法関連施策の推進	24
12 国境離島創業・事業拡大等支援事業費	27
13 長崎しま雇用・しま人材確保促進事業費	28
14 国境離島輸送コスト支援事業費	29
15 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費	30
16 離島振興計画の推進	31
17 離島活性化交付金事業	33

市町村課

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用	35
2 市町権限移譲等交付金	36
3 市町と県の人事交流の拡大	37
5 選挙管理委員会の業務	38

土地対策室

1 土地利用対策事業	39
2 国土利用計画管理運営事業	40
3 土地利用基本計画管理事業	41
4 土地取引・勧告制度事業	43
5 地価調査事業	44
6 国土調査事業	45

交通政策課

1 県内空港の活性化	47
2 離島航空路線対策	48
3 離島航路対策（離島航路への欠損補助制度等）	49
4 地方バス	51
5 松浦鉄道・島原鉄道対策	52

新幹線対策課

1 西九州ルートを整備促進	53
2 佐世保線等の輸送改善	55

県庁舎跡地活用室

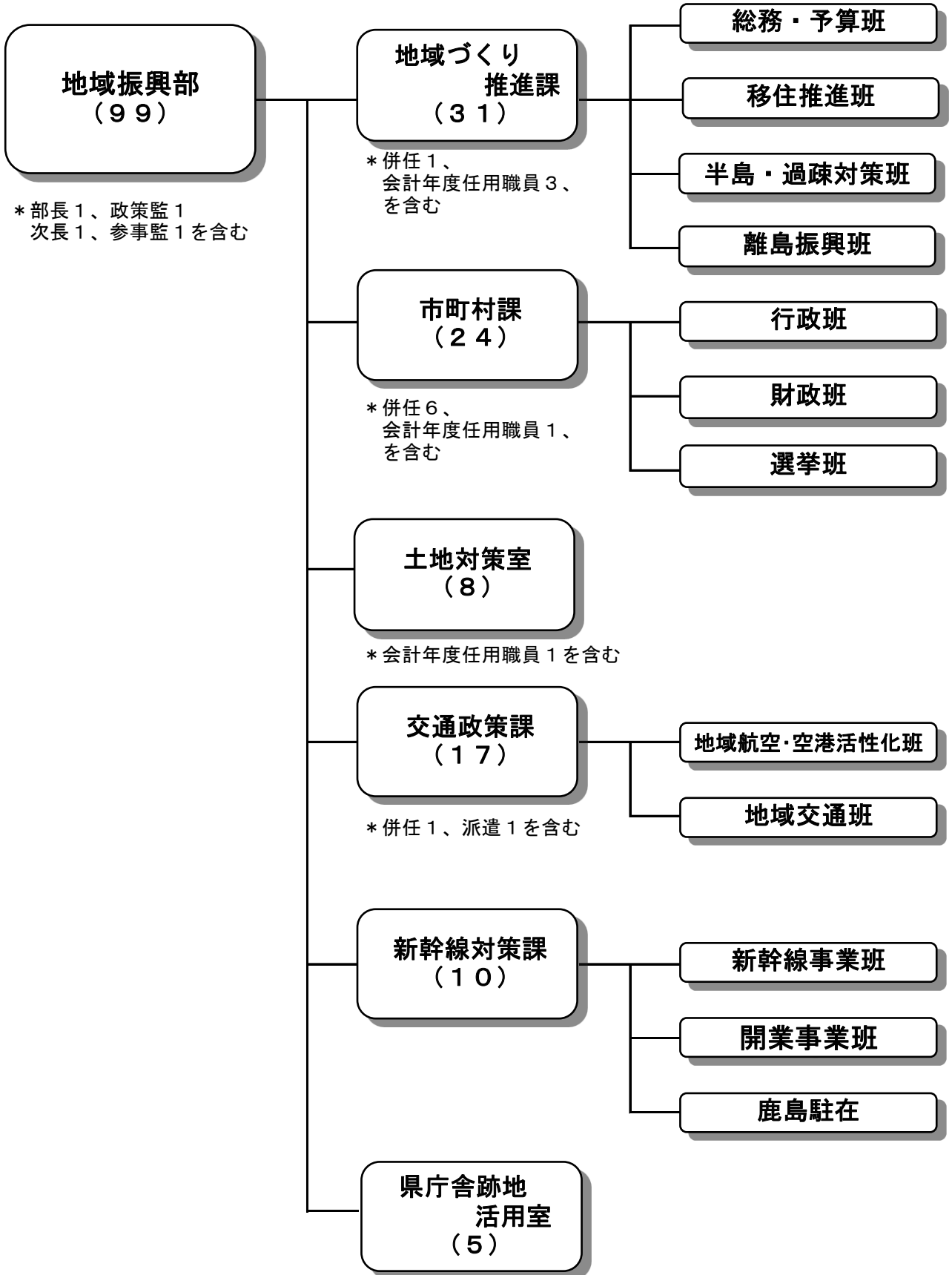
1 県庁舎跡地活用について	56
---------------	----

V 資料

地域振興部門の組織の変遷	57
--------------	----

I 地域振興部組織機構及び職員数

※()内は職員数



〈 地 域 づ くり 推 進 課 〉

- 1 総合的な地域振興に関する施策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- 2 離島・半島の振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること
(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- 3 Uターンの推進に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- 4 過疎・辺地対策に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- 5 雲仙岳災害記念館及び雲仙岳災害記念財団に関すること。
- 6 振興局に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- 7 部の人事及び組織に関すること
- 8 部内各課(室)の予算の事務に関すること
- 9 部内各課(室)の連絡調整に関すること
- 10 部内他課(室)の所管に属しないこと

〈 市 町 村 課 〉

- 1 市町(財産区及び市町の組合を含む。)の人事、給与制度その他行政一般に関すること。
- 2 市町の公社に関すること。
- 3 市町の公営企業に関すること。
- 4 市町の地方債(他課(室)の所管に属するものを除く。)及び財政一般に関すること。
- 5 地方交付税に関すること。
- 6 選挙管理委員会に関すること。
- 7 自治紛争処理委員に関すること。

〈土地対策室〉

- 1 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- 2 土地取引規制区域の指定に関すること。
- 3 土地売買等の取引規制に関すること。
- 4 遊休土地の利用促進に関すること
- 5 不動産の鑑定評価、地価公示及び地価調査に関すること。
- 6 開発行為等の規制の総合調整に関すること。
- 7 国土調査事業に関すること。
- 8 その他土地対策の総合調整に関すること。
- 9 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

〈交通政策課〉

- 1 地域交通体系の企画及び総合調整に関すること。
- 2 交通路線の確保に関すること。
- 3 物流対策に関すること。(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- 4 自動車運転代行業に関すること。

〈新幹線対策課〉

- 1 新幹線の建設推進に関すること
- 2 新幹線を活用した地域活性化策の調整に関すること
- 3 新幹線開業準備に関すること

〈県庁舎跡地活用室〉

- 1 県庁舎の跡地活用に関すること。

Ⅲ 令和2年度地域振興部の予算概要

地域振興部の予算概要

(単位：千円)

課(室)名	令和2年度 当初予算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
地域づくり推進課	3,162,746	1,077,784	86,500	1,998,462
市町村課	1,338,837	473	717,602	620,762
土地対策室	1,110,596	669,787		440,809
交通政策課	5,435,486	981,636	1,645,065	2,808,785
新幹線対策課	435,663		296,622	139,041
県庁舎跡地活用室	176,539			176,539
地域振興部計	11,659,867	2,729,680	2,745,789	6,184,398

地域づくり推進課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		3,162,746	1,077,784	86,500	1,998,462	
総務管理費		1,143,976		86,500	1,143,976	
一般管理費		1,143,976			1,143,976	
	職員給与費	1,110,202			1,110,202	
	振興局運営費	33,774			33,774	
企画費		2,016,218	1,077,784	86,500	851,934	
企画総務費		189,043			189,043	
	職員給与費	189,043			189,043	
企画調整費		4,676			4,676	
	総合調整費	4,676			4,676	
地域政策費		1,822,499	1,077,784	86,500	658,215	
	しま振興対策費	1,413,888	917,454	18,000	478,434	有人国境離島法に基づく、国の交付金を活用した離島地域の雇用機会拡充や輸送コストの低減など、離島の振興施策を推進するための経費
	半島振興対策費	82,972	4,290	68,500	10,182	半島振興計画による諸施策を推進するための経費
	地域振興対策費	325,639	156,040		169,599	移住対策の強化や関係人口の創出、振興局プロジェクトの実施など地域の振興施策を推進するための経費
市町村振興費		2,552			2,552	
自治振興費		2,552			2,552	
	市町村行財政連絡調整費	2,552			2,552	
地域づくり推進課計		3,162,746	1,077,784	86,500	1,998,462	

市町村課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		1,338,837	473	717,602	620,762	
市町村振興費		1,299,119		717,602	581,517	
市町村連絡 調整費		88,948			88,948	
	職員給与費	88,948			88,948	
自治振興費		1,210,171		717,602	492,569	
	市町村行財政連絡調 整費	15,836		600	15,236	市町への一般行政等に係る情報提 供・助言及び市町村起債事業等の事 務に要する経費
	長崎県市町財政資金 貸付費	81,875		80,000	1,875	市町の行財政水準の向上を図るた め、公共施設や地域産業振興施設 等の整備を対象とした貸付等に要 する経費
	市町村振興宝くじ収 益金交付費	637,002		637,002		市町村振興宝くじの収益金を(公 財)長崎県市町村振興協会に対して 交付
	市町権限移譲等事務 推進費	395,938			395,938	県から市町への権限移譲により、 市町が事務を執行するために要す る経費相当額を市町に交付
	住民基本台帳ネット ワークシステム構築 事業費	79,520			79,520	住民サービスの向上、国・地方を 通じた行政の合理化を図る住民基 本台帳ネットワークシステムの管 理運用に要する経費
選挙費		39,718	473		39,245	
選挙管理委 員会費		35,452	473		34,979	
	職員給与費	24,851			24,851	
	選挙管理委員会運営 費	10,601	473		10,128	選挙管理委員会の運営等に要する 経費
選挙啓発費		4,266			4,266	
	明るい選挙推進費	4,266			4,266	選挙啓発事業に要する経費
市町村課計		1,338,837	473	717,602	620,762	

土地対策室

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		1,110,596	669,787		440,809	
企画費		1,110,596	669,787		440,809	
企画総務費		63,598			63,598	
	職員給与費	63,598			63,598	
土地対策費		1,046,998	669,787		377,211	
	土地対策費	1,046,998	669,787		377,211	地籍調査事業など、適切な 土地利用・土地取引に関する 経費
土地対策室計		1,110,596	669,787		440,809	

交通政策課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		5,435,486	981,636	1,645,065	2,808,785	
企画費		5,435,486	981,636	1,645,065	2,808,785	
企画総務費		127,409			127,409	
	職員給与費	127,409			127,409	
交通政策費		5,308,077	981,636	1,645,065	2,681,376	
	交通企画費	147,370			147,370	安全運転対策を行う事業者への補助などに要する経費
	鉄道対策費	203,396			203,396	県内鉄道事業者の施設整備に要する経費への補助などに要する経費
	バス対策費	302,945			302,945	地域における生活交通の維持確保等を図るため、バス事業者等に対する補助などに要する経費
	航路対策費	2,866,957	593,045	745,065	1,528,847	離島航路の安定的な維持存続を図るための運航欠損額に対する補助などに要する経費
	航空対策費	1,787,409	388,591	900,000	498,818	離島航空路線の維持存続のため、県内離島航空路線運航事業者への補助などに要する経費
交通政策課計		5,435,486	981,636	1,645,065	2,808,785	

新幹線対策課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		435,663		296,622	139,041	
企画費		435,663		296,622	139,041	
企画総務費		71,667			71,667	
	職員給与費	71,667			71,667	
交通政策費		363,996		296,622	67,374	
	鉄道対策費	363,996		296,622	67,374	九州新幹線西九州ルート の整備促進等に要する経費
新幹線対策課計		435,663		296,622	139,041	

県庁舎跡地活用室

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		176,539			176,539	
総務管理費		176,539			176,539	
一般管理費		53,580			53,580	
	職員給与費	53,580			53,580	
財産管理費		122,959			122,959	
	県庁舎跡地活用 検討経費	122,959			122,959	県庁舎移転後の跡地活用の検討に 要する経費
県庁舎跡地活用室計		176,539			176,539	

IV 地域振興部の主要事業

地域づくり推進課

1 UIターンの促進

【目的】

県・市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携した仕事・住まい・暮らしやすさに関する受入環境や相談体制のさらなる充実、ターゲットを絞った効果的な情報発信など、移住検討から地域への定着まで、移住（希望）者の視点に立った途切れのない一貫した施策を展開し、UIターンのより一層の促進を目指します。

【概要】

1. ながさきUIターン促進事業（令和2年度予算額 31,051千円）

（1）移住検討の段階（窓口・推進体制）

<ながさき移住サポートセンターの運営>

相談から移住・定住までワンストップで支援する「ながさき移住サポートセンター」を県・21市町が協働で運営。仕事や住まい、本県の暮らしやすさの一元的な情報発信や、移住者の視点に立ったきめ細かな相談対応を実施。

<移住希望者の掘り起こし>

移住サポートセンター主催の移住相談会（東京9回、大阪3回、愛知2回、広島1回、福岡8回）を開催するとともに、九州・山口合同移住相談会や他団体開催のイベントにも積極的に参加。

<ながさき移住倶楽部の運営>

民間企業とのタイアップによる引越しや宿泊施設等における各種割引・サービスの特典付与を行う無料会員制度「ながさき移住倶楽部」の運営。

（2）移住前の段階

<移住希望者と仕事のマッチング>

移住サポートセンターが有する無料職業紹介機能を活用し、移住希望者と人材を求める企業とのマッチングを実施。

<お試し住宅の整備支援>

県職員公舎や教職員住宅等をお試し住宅として市町に無償で貸し付けるなど、市町による地域の特性を活かしたお試し住宅の整備を支援。

（3）移住時、移住後の段階（地域への定着）

<ながさき住まいるプロジェクト>

地域おこし協力隊を住宅支援員として雇用し、不動産業者と連携して、移住希望者のニーズに沿った賃貸物件情報の提供からマッチングまでを実施。

<空き家バンクの充実>

空き家改修に対する助成（土木部）や市町職員に対する研修会を実施し、空き家バンクを充実。

<地域サポート体制の充実>

市町と連携して、ながさき移住コンシェルジュの登録を促進し、移住の検討段階から移住後の地域定着まで、移住者に寄り添ったきめ細かな支援を実施。

（4）地域おこし協力隊の活動支援

市町と連携しながら、都会からの特色ある人材を「地域おこし協力隊」の制度を活用して呼び込み、地域の魅力アップや起業・定住による地域の活性化を推進します。

県内隊員の研修・交流会、アドバイザー派遣等の実施による隊員の活動支援

市町と合同での広報等による隊員募集の支援
県・市町協議の場の設定（「地域おこし協力隊支援会議」の開催）

2. ながさき暮らし魅力発信事業（令和2年度予算額 24,011 千円）

<よか・ひと・しごと・くらし魅力発信事業>

移住支援公式ホームページのコンテンツ強化によるアクセス数増加を図るため、情報発信員を配置し、本県の多様な暮らし方や働き方等を効果的に発信。

<Uターン促進プロモーション>

特に福岡県からのUターン者獲得を図るため、帰省時期に合わせて、各種媒体（新聞、広報誌、駅へのポスター掲示等）によるPRを集中的に実施。

<その他>

県外パブリシティや県人会・同窓会等における情報発信を実施。

3. 関係人口創出・拡大事業（令和2年度予算額 3,782 千円）

<ワーケーションマッチング事業>

都市部企業の人事担当者等を対象に、本県のテレワーク環境や地域の魅力、過ごし方等をプレゼンするツアーを実施。

ワーケーション・・・「work=仕事」と「vacation=休暇」を組み合わせた造語。テレワーク制度を利用し、リゾート地や帰省先等に休暇や研修を兼ねて短中期的に滞在し、パソコンなどを使って仕事を行う取組。

<長崎とつながるきっかけづくり事業>

東京で開催される移住相談会と合同で、地域のイベント等の主催者と地域活動に興味がある都市部の人材をマッチングするフェアを開催。

2 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業

【目 的】

国の新たな政策パッケージ（地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業）や地方創生推進交付金を活用し、都市部からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる事業拡充や創業、事業承継にチャレンジする事業者を支援し、地域課題の解決を図ります。

【概 要】 令和2年度予算額 225,787千円

1. 移住支援事業（予算額 47,250千円）

（1）内容

東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、県が指定する県内の企業へ就職又は創業した場合、移住にかかる経費を補助

（2）事業実施者 東京23区からの移住者

（3）補助対象者 市町

（4）補助金額 1世帯あたり1,000千円（単身者は600千円）

（5）負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4

2. 創業支援事業（予算額 60,000千円）

（1）内容

地域への波及効果が期待される事業や地域課題の解決に資する事業の創業にかかる経費を補助

（2）事業実施者 地域の課題解決に資する社会的事業を新たに創業する者

（3）補助金額 創業に要する経費の1/2以内（最大2,000千円）

（4）負担割合 国1/4、県1/4、事業者1/2

3. 事業拡充支援事業（予算額 100,000千円）

（1）内容

過疎・半島地域等において、地域の産業振興や地域課題の解決に資する事業で、新たに雇用を創出する事業拡充にかかる経費を補助

（2）事業実施者 上記事業の拡充を行う者

（3）補助対象者 市町

（4）補助金額 事業拡充に要する経費の2/3以内（最大4,000千円）

（5）負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

4. 事業承継支援事業（予算額 9,500千円）

（1）内容

地域の住民生活への支障を解消または緩和する事業承継にかかる経費を補助

（2）事業実施者 上記事業の承継を行う者

（3）補助対象者 市町

（4）補助金額 事業承継に要する経費の1/2以内（最大1,000千円）

（5）負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2

5. その他事務費等（2,437千円）

市町審査会経費補助等

3 長崎！県市町スクラムミーティング

【目 的】

県政を進めるにあたって、県と市町が互いの垣根を低くし、これまで以上に連携を深め、それぞれの地域課題や取組の現状について情報を共有し、十分議論を行うとともに、市町への権限移譲やまちづくりをはじめとするさまざまな地域課題を協議し問題解決を図っていきます。

【概 要】

(1) 知事と市町長との意見交換

県・市町の双方が政策を推進するうえで、影響を及ぼす重要なテーマについては、知事と各市町長が具体的なテーマやエリアなど、いろいろな括りで意見交換を行い、県と市町の政策の効果的かつ効率的な推進を図っていきます。

(開催状況)

- ・令和元年度 1回開催<全体会議1回(7月)>
- ・平成30年度 1回開催<全体会議1回(7月)>
- ・平成29年度 1回開催<全体会議1回(5月)>
- ・平成28年度 1回開催<全体会議1回(8月)>
- ・平成27年度 3回開催<全体会議3回(8月,11月,2月)>
- ・平成26年度 3回開催<全体会議3回(4月,10月,2月)>
- ・平成25年度 2回開催<全体会議3回(5月,11月)>
- ・平成24年度 3回開催<全体会議3回(5月,11月,2月)>
- ・平成23年度 3回開催<全体会議3回(5月,11月,2月)>
- ・平成22年度 5回開催<全体会議3回(4月,1月,3月)、市長のみ1回(6月)、町長のみ1回(6月)>

(令和元年度の協議テーマ)

第1回(R01.07.16)

(1)2040年問題関連

- ・2040年問題と今後の取組について
- ・2040問題を見据えた行政体制の在り方について

(2)十八・親和銀行合併後の地域振興支援について

(3)新幹線開業に向けた取組について

(4)インバウンド対策について

4 過疎対策

【目 的】

本県の過疎地域は、離島地域、半島地域及び旧産炭地域を有し、全国でも人口減少率や高齢者比率が高いことから、地域活力の低下が懸念されるとともに、産業条件の厳しさや財政基盤の弱さが依然として課題となっています。

平成12年4月から施行された「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「過疎法」という。)は、平成22年4月に改正延長(平成28年3月31日までの6年間)され、平成24年6月の改正により、さらに5年間の期限延長(令和3年3月31日までの5年間)がなされました。

平成26年4月には、全国で22団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われ、本県においては島原市が新たに過疎団体となりました。

平成29年4月にも、全国で20団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われました。

なお、現行過疎法の期限が令和3年3月末と迫る中、今後の過疎対策のあり方について、国の過疎問題懇談会で議論されておりましたが、令和2年4月17日に、新たな過疎対策の理念や施策の視点、対象地域のあり方等に関する提言が取りまとめられ、公表されました。

県としては、国等に対して現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、「みなし過疎」「一部過疎」制度の維持、過疎対策事業債(以下、「過疎債」という)をはじめとして各種支援制度を充実・強化することを働きかけていきます。

県では引き続き、関係市町と一体となって社会基盤の整備のほか、働く場の創出や集落のネットワーク化など総合的かつ計画的な過疎地域の活性化及び自立促進のための施策を推進していきます。

【概 要】

(過疎地域の指定状況)

- | | | |
|----------|------|---|
| ・法適過疎市町 | 8市2町 | 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市、小値賀町、新上五島町 |
| ・みなし過疎市町 | 1市 | 雲仙市 |
| ・一部過疎市町 | 2市 | 長崎市 (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)
佐世保市 (旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、
旧吉井町、旧世知原町) |

(基本的方向)

過疎法の平成22年4月の改正により、過疎債のソフト事業への適用が認められたことから、過疎債を十分に活用しながら、ハード事業とソフト事業をうまく組み合わせ、地域の特性に沿った過疎対策を実施していく必要があります。

県としては、過疎地域が抱える生活に密着した諸課題に対し、関係市町と共に知恵を出し合いながら、その解決に向け協力して取り組んでいきます。

(過疎債の財政措置)

- ・充 当 率：対象事業費の100% (ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%)
- ・交付税措置：元利償還金の70%
- ・平成29年度：全国枠4,561億円 (地方債計画計上額 (改正後))
本県同意額 10,073.5百万円 (うちソフト分 3,666.8百万円)

- ・平成30年度：全国枠4,600億円（地方債計画計上額）
本県同意額 11,511.7百万円（うちソフト分 3,352.7百万円）
- ・令和元年度：全国枠4,700億円（地方債計画計上額）
本県同意額 11,138.6百万円（うちソフト分 3,516.6百万円）
- ・令和2年度：全国枠4,700億円（地方債計画計上額）

（国の支援措置）

- ・過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省過疎対策室所管）
 - 過疎地域等自立活性化推進事業・・・課題に関する調査費や課題に対応する事業費等
 - 過疎地域集落再編整備事業・・・定住促進団地の造成や空き家の改修経費等
 - 過疎地域遊休施設再整備事業・・・遊休施設の改修経費や機能拡張経費等
 - 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・地域運営組織等が自ら策定した「活性化プラン」に基づき、集落ネットワーク圏の課題に対する取組に要する経費
- ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省所管）
 - ・・・既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等

「小さな拠点」の形成推進として、ソフト・ハードの両面から支援することとし、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業と国土交通省の「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の窓口を一本化（内閣府）

5 半島振興対策

【目 的】

我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的に昭和60年に半島振興法が公布・施行されました。現在、平成27年度に策定した長崎県半島振興計画を踏まえ、半島振興施策の着実な実施に取り組んでいます。

【概 要】

1. 本県の半島振興対策実施地域

地域	市町数	指定市町
北松浦	3市1町 (4市1町)	佐世保市（浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ）
		平戸市（旧大島村の区域を除く）
		松浦市（旧鷹島町の区域を除く）
		佐々町
		（伊万里市）
島原	4市	島原市
		諫早市（旧森山町の区域のみ）
		雲仙市
		南島原市
西彼杵	2市	長崎市（旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ）
		西海市
東松浦	1市 (2市1町)	松浦市（旧鷹島町の区域のみ）
		（唐津市、玄海町）
計	9市1町 (11市2町)	

市町数の下段（ ）書きは、佐賀県指定市町含む

2. 現行計画（H27～R6）の特色

(1) 北松浦地域

西九州自動車道など幹線道路の整備

企業誘致の推進と既存企業の強化育成

松浦鉄道などの2次交通を活用した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などを巡る新たな周遊ルートの形成

救急医療等の確保及び持続可能な医療提供体制の構築

(2) 島原地域

地域高規格道路「島原道路」の整備及び「島原・天草・長島連絡道路」の早期実現

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業を見据えた2次交通対策にかかる交通ネットワークづくり

「島原半島世界ジオパーク」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産等を活用した周遊ルートの構築

基幹産業の農業振興のため、生活基盤の整備等による収益性の向上、農業後継者や新規就農者の確保

(3)西彼杵地域

地域高規格道路「西彼杵道路」の整備促進

海洋エネルギー分野における潮流発電システムのモデル構築

「明治日本の産業革命遺産」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成

資産が周辺地域も含め多数有することを活用した観光客受入体制の整備

豊かな自然環境や農林水産物等を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどによる都市部との交流促進

(4)東松浦地域

鷹島のトラフグなど水産加工業の育成

海底遺跡として国内初の国史跡に指定された「鷹島神崎遺跡」の保存・活用を図るための環境整備、調査研究の推進

3. 国等による措置

(1)財政措置

半島循環道路等の整備に要する経費の補助率の嵩上げ（一般地域 5/10 半島 5.5/10）

基幹的な市町道・農道等の県による代行整備

半島振興道路整備事業に対する地方債の同意〔一般単独事業債（充当率 75%、交付税算入率 30%）、特に防災機能強化に資する道路整備事業は充当率 90%、交付税算入率 30%〕
県や市町、民間団体等の連携及び協力により実施される事業に対する助成〔半島振興広域連携促進事業〕

辺地度点数の加算（25 点又は 30 点）〔辺地対策事業債（充当率 100%、交付税算入率 80%）が活用可能〕

(2)金融措置

地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫）

(3)税制措置（市町長が策定する産業振興促進計画にかかる地区に限る）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での特別償却制度（所得税、法人税）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置（事業税、固定資産税、不動産取得税）

6 集落維持対策推進費

【目的】

住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織（ ）の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町の集落維持・活性化の取組に対して部局横断的に支援を行います。

地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織（例） 地区まちづくり協議会

【概要】 令和2年度予算額 17,120千円（地方創生推進交付金を活用）

1. 市町の取組段階に応じた研修会の実施（2,511千円）
 - ・集落対策に取り組む主体である市町のスキルアップや機運醸成に向け、各市町の集落対策の取組段階に応じた研修会等を実施
2. 集落対策に向けたアドバイザー派遣（1,878千円）
 - ・市町や地域の求めに応じた専門家や実践者等のアドバイザー派遣
3. 市町をサポート強化（2,731千円）
 - ・市町の動きをサポートする体制を強化
 - ・市町との意見交換の実施
 - ・中山間地域対策（農林）や生活支援対策（福祉）NPO育成（県民）など部局横断で実施
4. 集落維持・活性化に向けた取組への支援（10,000千円）
 - ・市町が実施する地域運営組織の立ち上げや横展開を図る取組を支援
 - ・補助率：1/2 上限額：1,000千円
 - ・支援例：
 - ・移動サービス及び買物支援の分野におけるNPOや民間団体との連携に向けた取組の検討、実施に要する経費
 - ・「まちづくり計画」の策定に向けたコーディネーターの招へいに係る経費
 - ・集落の現状把握のための調査 など

（参考：令和元年度の取組例）

「住民主体による移動サービスのあり方研修会」を県内5ヶ所で開催

目的：地域に暮し続けるため、公共交通機関等で移動することが困難な方に対するの移動手段の確保に向け、地域の助け合い（支え合い）活動として、安全・安心して送迎支援ができるような取組への機運醸成を図る。

参加者：まちづくり関係者、NPO法人、社会福祉協議会、行政など

研修会開催結果

参加者が「住民自らができることに取り組む必要性」「そういった取組を行政も一緒になって支援していく必要性」を実感し、複数の地域で個別に研修会を開催。

- ・五島市・・・住民主体の移動サービス実施に向けた体制づくりにつながる機運が高まった。
- ・島原市・・・NPO法人が独自の取組を開始した。
- ・南島原市・・・高齢者等の移動が地域の課題であるため、今後の取組の参考となった。
- ・長崎市・・・まちづくり協議会が主体となり地域での移動サービス開始を検討。

7 振興局活動推進費

【目 的】

地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を推進していきます。

【概 要】

(1) 趣旨

各振興局(長崎振興局管轄は本庁地域づくり推進課にて対応)が中心となり、当該地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を市町や地域住民・関係団体等とも協議しながら策定し、実践

(2) 振興局活動推進費

地域の課題解決にかかる施策のうち、協働性・波及効果・持続性等の観点からふさわしい事業を推進

1. 県北振興局 3,000 千円《地方創生推進交付金を活用》
(「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金)
 - ・佐賀県及び関係市町、団体等と連携して、「肥前窯業圏」のやきもの文化や地域の魅力をPRするとともに、歴史・文化ツーリズムの創出等を実施
2. 県央振興局 2,050 千円《地方創生推進交付金を活用》
(諫早湾干拓にぎわい創出協議会負担金)
 - ・諫早湾干拓地の広大な干陸地や自然豊かな水辺空間、環境に配慮した農業などの魅力を広く発信するとともに、多くの人でにぎわう交流拠点とするため、諫干まつりや諫干見学会、競技用ボート体験教室等を実施
3. 地域づくり活動事業費 2,728 千円
 - ・まちづくり、地域づくり事業が必要となった場合に、各振興局が地域と連携して、地域課題解決に向けた取組を実施

8 島原・天草・長島架橋構想の推進

【目 的】

島原半島から熊本県天草を経て鹿児島県長島・出水地域に至る九州西岸地域を2つの長大橋を含む地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、地域の一体的な活性化を図るとともに、国土の均衡ある発展と九州の一体的な浮揚を目指します。

【概 要】 令和2年度予算額 1,362千円

長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルをもった地域でありながら、高速交通体系の未整備や2つの海峡による分断により地域全体が連携した地域振興策を進めることが困難な状況にあります。

そのため、昭和63年5月に、長崎県、熊本県、鹿児島県の3県等で構成する「島原・天草・長島架橋建設促進協議会」を設立し、構想の早期実現に向け、国や国会議員への要望活動や架橋構想推進地方大会等を実施して、地元の期待と熱意を訴え続けています。

このほか、架橋構想の社会的意義を高めるために、三県少年サッカー大会や地元の小中学生を対象とした絵画コンテストの実施、並びに各種スポーツ大会など交流連携事業への助成を通して、地域間交流の促進に努めています。

(構想の概要)

・島原・天草・長島架橋

島原・天草架橋 早崎瀬戸 約4.5km

天草・長島架橋 長島海峡 約2.0km

・地域高規格道路の指定

島原道路 諫早市～南島原市深江町 約50km

島原天草長島連絡道路

南島原市深江町～鹿児島県阿久根市 約110km

・時間短縮効果

今まで・・・長崎市 鹿児島市 約7時間5分(フェリー+車)

整備後・・・長崎市 鹿児島市 約3時間20分

(約3時間45分の短縮)

(令和元年度の主な協議会活動)

・構想推進地方大会 令和元年6月

・国、国会議員への要望 令和元年8月

・三県少年サッカー大会 令和2年2月

・絵画コンテスト 出品作品数274点(熊本76、鹿児島105、長崎102)

・交流連携助成事業 ソフトボール

バレーボール 等

9 地域づくり活性化支援事業

【目 的】

地域の活性化を図るため、地域づくり活動を行う団体等のネットワーク化や人材育成に取り組むとともに、各地域へのアドバイザーの派遣を行います。

【概 要】

(1)長崎県地域づくりネットワーク協議会

県内における地域づくり団体のネットワーク化を促進するため、県及び市町が負担金を拠出することにより「長崎県地域づくりネットワーク協議会」を設立し、県と市町が共同して地域づくり団体に対する支援を行っています。本協議会において、以下の事業を行います。

研修会開催支援事業

地域づくり活動支援事業

全国交流会参加支援事業

コーディネーター活動支援事業

研修会事業

コーディネーター会議開催事業

情報提供事業

(2)九州・山口地域活性化人材ネットワーク

地域（集落）の維持・活性化を図るため、九州・山口各県で活躍している人材をリストアップし、外部アドバイザーとして各県に派遣します。

また、市町との連携により新たな人材の掘り起こしを行うとともに、交流会等を通じて登録人材相互の連帯を深めながら、九州各県における重層的な「地域活性化人材ネットワーク」を強化します。

(3)地域づくり団体全国研修交流会の本県開催に向けた準備

全国各地の地域づくり団体等が一堂に会し、相互交流や情報交換等を行う地域づくり団体全国研修交流会を令和2年11月13日～15日に本県で開催します。大会実施に向け実行委員会で具体的な検討・協議等を行いながら準備を進めています。

10 地域総合整備財団(ふるさと融資)貸付制度

【目 的】

地域振興に資する民間事業活動を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりの推進を図るため、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援の下、金融機関と協調し、民間事業者の設備投資に対する無利子貸付を行います。

【概 要】

(1) 貸付対象者

法人格を有する民間事業者(第三セクターを含む)

(2) 貸付対象費用

- ・設備の取得等(土地、建物、機械等)
- ・設備の取得等に伴い必要となる付随費用

(3) 貸付対象事業

公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの

10人以上(市町が貸付を行う場合は1人以上)の新規雇用の確保が見込まれるもの

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上)

貸付け対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000万円以上のもの

以下に該当するものは対象事業から除外

- ・第三者に売却または分譲する予定の施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

(4) 貸付額

下表に掲げる金額または対象事業に係る費用から国庫補助金等の額を控除した額に表内の貸付比率(35%または45%)を乗じた額のいずれか小さい額

貸付額等の一覧表

(単位:億円)

		通常 の 地 域		過疎・離島地域		定住自立圏
		一般の地域	地域再生計画認定地域	一般の地域	地域再生計画認定地域	
県	通常施設	42	52.5	54	67.5	67.5
	複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2
市町	通常施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
	複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
貸付比率		35%		45%		45%
貸付対象期間		15年以内(5年以内の据置期間を含む)				
担 保		民間金融機関等の連帯保証				

(注)「複合施設」とは、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であつて、工場と研究施設、スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

(5) 貸付の実績(平成元年度~令和2年度)

	県 案 件	市町案件	合 計
件 数	40 件	167 件	207 件
貸付額合計	154 億 84 百万円	230 億 65 百万円	385 億 49 百万円

11 有人国境離島法関連施策の推進

【目 的】

平成 29 年 4 月 1 日から、本県の悲願であった「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する特別措置法（有人国境離島法）」が施行されました。この法律に基づく国の施策等を最大限に活用し、しまで暮らす皆さんの航路・航空路運賃の引き下げ、しまの地域資源を活かした雇用の場づくりなどに取り組み、しまの活性化を図ります。

【概 要】

1. 有人国境離島法の概要

(1) 目的

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与すること。

(2) 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

< 本県の対象地域 > 3 地域 40 島（全国：15 地域 71 島）

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	市町村
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島	新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椀島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島	五島市
	江島 平島	西海市

(3) 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

< 地域社会の維持 >

- 1 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- 2 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- 3 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- 4 雇用機会の拡充等
- 5 安定的な漁業経営の確保等

必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

2. 国の主な支援制度

(1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金〔R2 年度当初予算 国費 50 億円〕

離島住民向けの航路運賃を JR 並みに、航空路運賃を新幹線並みに、それぞれ引き下げ。また、老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制。

生鮮の農水産物の移出及びこれらの原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化。

民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金を最長 5 年間支援。

特定有人国境離島地域で事業を営む民間事業者と本土の人材とのマッチングのためのツアーの実施等の取組を支援

「もう 1 泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減。

本交付金に係る地方負担分については、特別交付税措置あり

(2) 特定有人国境離島地域事業活動利子補給金〔R2 年度当初予算 国費 0.13 億円〕

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施。（国の直轄事業）

(3) その他

上記のほか、特定有人国境離島地域の地域社会維持関係の政府予算については、特定有人国境離島漁村支援交付金や離島活性化交付金等が措置されています。

3. 県計画の推進

有人国境離島法の規定により、国の基本方針に基づき、関係市町及び県民からの意見等を踏まえて平成 29 年度に策定した「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の着実な推進を図ります。

計画の名称：長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

計画の期間：平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間（法の期限である 10 箇年の前期）

計画の内容：本県の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための施策の方向や地域別の具体的な取組等

< 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標 >

人口の社会減を抑制する。（毎年 10% ずつ上乗せして抑制し、5 年後に半減）

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ ）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （令和3年）
年間の社会増減数 （単位：人） 当初現況値はH27～28年の平均 [長崎県異動人口調査] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	338	236	169
	壱岐島	229	160	115
	五島列島	451	316	226
	計	1,018	712	510

農林水産品の生産額を維持する。(5年後も現在の額を維持)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の農林産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	1,255	1,255	1,255
	壱岐島	5,590	5,590	5,590
	五島列島	5,315	5,315	5,315
	計	12,160	12,160	12,160
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の水産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	14,504	14,504	14,504
	壱岐島	2,811	2,811	2,811
	五島列島	16,538	16,538	16,538
	計	33,853	33,853	33,853

農林水産業の担い手を確保する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (1)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の新規就農・就業者数 (単位:人) 1 当初現況値はH22~26年度の平均	対馬	11	18	18
	壱岐島	11	22	22
	五島列島	22	42	42
	計	44	82	82
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (2)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の新規漁業就業者数 (単位:人) 2 当初現況値はH24~26年度の平均	対馬	51	61	61
	壱岐島	9	10	10
	五島列島	22	27	27
	計	82	98	98

創業・事業拡大等を促進し、良質で安定した雇用の場を創出する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (-)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
雇用機会拡充事業等による新規雇用者 延数(単位:人) 各年度の新規雇用者目標値(計) H29年度:400人、H30~R3年度:各250人	対馬	-	235	365
	壱岐島	-	202	314
	五島列島	-	463	721
	計	-	900	1,400

滞在型観光を促進し、観光客の滞在日数を増やす。(年間約3%の増加)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の延宿泊者数 (単位:千人) [長崎県観光統計] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	372	410	435
	壱岐島	150	166	176
	五島列島	261	287	305
	計	783	863	917

運賃低廉化に加え、観光客等の交流人口を増やし、航路・航空路の輸送客数を増やす。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の航路・航空路輸送客数 (単位:千人)	対馬	440	461	473
	壱岐島	756	782	792
	五島列島	1,359	1,383	1,384
	計	2,555	2,626	2,649

12 国境離島創業・事業拡大等支援事業費

【目 的】

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援します。（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用）

【概 要】〔R2年度予算額：1,093,984千円〕

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域内に居住して創業する者
- (2) 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
(本土に本社があり、国境離島に支店を出す場合等も対象)
- (3) 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者

2. 対象経費

- (1) 設備費又はこれに係る減価償却費、改修費又はこれに係る減価償却費
- (2) 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費
地域社会を維持するうえで、特に重要と認められる事業については、最長5年間まで対象

3. 対象事業費の上限額

- (1) 創業支援：事業費600万円
- (2) 事業拡大：事業費1,600万円（設備投資を伴わない事業拡大：事業費1,200万円）

4. 負担割合

国	1/2
県	1/8
市町	1/8
事業者	1/4

5. 補助の流れ

国 県 市町 事業者

上記のほか、市町が地方創生推進交付金を活用した雇用機会拡充事業を実施

13 長崎しま雇用・しま人材確保促進事業費

【目 的】

雇用について継続的な拡大を図るため、島内事業者による雇用創出に加えて、島外、県外事業者と連携した雇用の拡大を促進し、併せて、島外からの人材確保についても取組を強化します。（離島活性化交付金を活用）

【概 要】〔R2 年度予算額：7,131 千円〕

人材確保等

- ・東京での「しまの暮らし相談会」等の開催時に、雇用機会拡充事業を活用する事業者を招いた企業面談会やトークセッション等を実施
- ・首都圏等の移住相談会時に、人材確保の取り組みとあわせて、事業掘り起こしのための公募情報や申請手続等の相談対応を実施
- ・民間求人広告会社と連携し、しまの事業者の都市部からの人材確保を支援

14 国境離島輸送コスト支援事業費

【目 的】

特定有人国境離島地域の、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援します。（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用）

【概 要】〔R2 年度予算額：158,905 千円〕

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に係る団体又は事業者
- (2) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- (3) 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

2. 対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費（荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む）

3. 対象品目

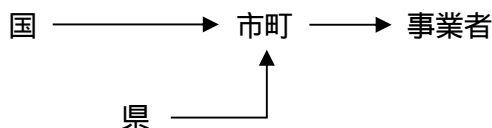
- (1) 本土に出荷する農水産物最大23品目（生鮮品）の移出
 - (2) 移出する1品目に対する原材料等1品目の移入（肥料、飼料、箱等）
- 上記以外の品目についても、戦略産品（加工品）として離島活性化交付金により5品目まで輸送費の支援が可能

4. 負担割合

国	6/10
県	1/10
市町	1/10
事業者	2/10

1 事業者あたりの補助金の額（国・県・市町の合計額）は、基礎額として2,000 万円を上限。基礎額に加えて、事業者が雇用拡大や給与の引き上げを実施する場合は、最大2,000 万円を上限額に加算（最大上限額は4,000 万円）。

5. 補助の流れ



15 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費

【目 的】

しまの産品振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開するほか、しまの地域商社による販路拡大の取組などを支援（地方創生推進交付金を活用：R2～R4）

【概 要】〔R2年度予算額：100,847円〕

マーケットインによるしまの産品の生産から販売までの一体的な支援事業

- ・食品流通専門の団体と連携し、しまの産品の良質な取引先への販路拡大、事業者への伴走型支援（ブランド力・生産力の向上、人材育成等）地域商社支援、しまへの企業誘致活動（大手食品加工会社等）等を実施
- ・R元年度に新商品開発等を支援したしまの食品製造事業者に対し、マーケティング活動等を継続して支援

地域商社の販路拡大支援事業

- ・加工品等の大規模商談会へ出展、有力スーパーによる「長崎フェア」の開催、各しまへのバイヤー招聘の実施などにより、地域商社の販路拡大を支援

離島の食のプロモーション事業

- ・しまへの誘客と認知度向上を図るため、長崎市内のレストラン等で、しまの郷土料理等の提供に合わせ、しまの魅力をPRするフェアを開催

16 離島振興計画の推進

【目 的】

離島振興法の改正・延長に伴い、国家的・国民的役割を担った離島が、地域特性を活かし、地域の創意工夫による振興対策を樹立するために、本県の離島振興を推進することを目的として、県は、離島市町の案をもとに、県民からの意見等を踏まえ、平成25年4月1日から10年間を計画期間とする離島振興計画を策定しており、この計画の着実な推進を図ります。

【概 要】

1. 離島振興対策実施地域

(1)対馬島地域	1市		
(2)壱岐島地域	1市		
(3)五島列島地域	1市1町		
(4)平戸諸島地域	3市1町		
(5)壱浦大島地域	1市		
(6)松島地域	2市		
(7)高島地域	1市	計	8市2町

2. 計画の内容

(1)計画の基本理念

離島は国家的・国民的役割を担う我が国にとってかけがえのない財産であり、そうした役割はそこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであることから、「しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり」を計画の基本理念としています。

(2)基本的方向性及び重点的施策

基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の5つの基本的方向性を設定し、各々の項目に沿った重点的な施策を定めています。

自立的発展の基盤確保と不利条件の解消

(施策)人の往来・物資の輸送に要する費用の低廉化など

医療の確保等による生活の安定 (施策)保健・医療・福祉・介護・教育の充実など

離島の特性に応じた産業の活性化

(施策)産業振興、雇用・就業の場の確保など

しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

(施策)優れた地域資源を活かした交流促進など

離島の重要性の発信

(施策)離島が担う国家的・国民的役割と人が住み続けることの重要性の全国への情報発信など

3. 国等による措置

(1)財政措置

離島振興関係公共事業予算の一括計上及び離島振興計画に基づく事業に対する国の補助率(負担率)の嵩上げ

離島活性化交付金等事業計画に基づく交付金等の交付

地方債への配慮

(2)行政措置

医療の確保、高齢者福祉の増進、交通の確保、情報流通の円滑化、農林水産業の振興等の配慮

離島航路の維持改善（離島航路整備法）、辺地度数の加算

(3)金融措置

ふるさと融資の融資比率の引き上げ

地域活性化・雇用促進資金貸付制度（日本政策金融公庫）

(4)税制措置

所得税・法人税の割増償却制度

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

離島路線就航航空機に係る固定資産税の軽減措置 等

4. 離島振興計画の推進

県及び離島市町は、この計画に沿って、地域の特性に基づいたハード・ソフト両面からの魅力ある地域づくりを積極的に推進します。

5. 離島振興推進事業（公共事業一括計上分）

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているしまの産業基盤や生活環境等の基礎条件を改善し、しまの地理的特性を生かした自立的発展、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的としています。

次の事項を基本的課題として事業を推進しています。

(1) 国土保全施設の整備・・・河川、砂防、治山、海岸保全施設の整備等

(2) 交通体系の整備・・・基幹道路、港湾の整備等

(3) 産業基盤の整備・・・水産基盤、農業基盤、造林、林道の整備等

(4) 生活環境施設の整備・・・污水处理、簡易水道、廃棄物処理施設の整備等

平成 31 年度離島振興関係公共事業当初内示額（長崎県）

事業費 222 億 76 百万円 国費 126 億 43 百万円

平成 31 年度離島振興関係公共事業予算（国土交通省所管）

国費 456 億 48 百万円

（参考）

昭和 28 年度～平成 31 年度公共事業投資額の累計（平成 31 年度は当初内示額）

2 兆 5,062 億円（うち国費 1 兆 5,700 億円）

国土保全 3,131 億円（12.5%）（ ）内は構成比率

交通基盤 8,706 億円（34.7%）

産業基盤 11,232 億円（44.8%）

生活基盤 1,992 億円（8.0%）

17 離島活性化交付金事業

【目 的】

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援することを目的としています。

【概 要】

1. 交付金対象事業

(1) 「定住促進」事業

産業活性化事業

- ・ 離島資源を活用した農産物等のブランド化や新たな特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等
- ・ 島の戦略産品を島外へ出荷する際の海上輸送費又は航空輸送費等の補助
- ・ 戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費等の補助（農水産物（生鮮品）以外）

定住誘引事業

- ・ 定住情報の提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空き家情報の提供等）
 - ・ 施設整備（定住情報の提供と併せて実施する人材受入及び一時滞在施設への空き家改修等）
- ###### 流通効率化関連施設整備等事業

- ・ 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備、機材の導入

(2) 「交流促進」事業

離島における地域情報の発信

- ・ パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

交流の拡大のための仕掛けづくり

- ・ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び、人材育成のための研修、交流の場を提供するためのプログラム作成、先進事例調査、衛生環境の改善のためのトイレの改修等

島外住民との交流の実施の推進

- ・ 離島留学、伝統芸能・伝統工芸体験事業、離島体験ツアー、シンポジウム等

(3) 「安全安心向上」事業

防災機能強化事業

- ・ 避難施設、緊急時物資等輸送施設、災害応急対策施設の整備、防災活動拠点の改修等
- ・ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化

計画策定等事業

- ・ 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

2. 事業主体 県、市町、一部事務組合、民間団体

3. 補助率

国：事業主体が県、市町、一部事務組合の場合 予算の範囲内で各事業の1/2以内
事業主体が民間団体の場合 予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、
地方公共団体の負担額と同額までとし、県、市町、一部事務組合を通じた間接補助）
なお、輸送費支援に関しては各事業の6/10（地方公共団体の負担の3倍を超えない額）

市 町 村 課

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

【目 的】

住民基本台帳ネットワークシステムを運用し、住民サービスの向上、国・地方を通じた行政の合理化を図ります。

【システムの概要】

市町村の住民票に記載されている最新の本人確認情報（氏名、住所、個人番号など）を都道府県及び地方公共団体情報システム機構で保有し、市町村、都道府県、国の機関等で本人確認情報の利用を行うシステムです。

【システムのメリット】

ネットワークを通じて国の行政機関等への情報提供を行うことで、行政手続における住民票の写しの省略など負担軽減

住民票の写しの広域交付

転入届の特例（市町村窓口に出向くのは転入時の1回だけで済みます。）

本人の申請により個人番号カードを発行（個人番号の証明、電子申請時の本人確認、身分証明書としても利用できます。）

年金の現況確認の届出の省略

【本人確認情報の保護】

住民基本台帳法及び特定個人情報保護条例により、本人確認情報の目的外利用の禁止や関係職員の守秘義務等の措置を講じています。

都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会が設置されています。

【県独自の利用】

住民基本台帳法で規定された事務の他、住基ネットを利用することが有効と思われる事務については、審議会の承認を得たうえで、県条例に規定し、住基ネットを利用することとし、県民の利便性の向上に努めています。

令和2年4月1日現在、県で住基ネットを利用できる事務は、パスポートの発給に関する事務等、法律に規定されている27事務、介護保険法に定める介護支援専門員の登録事務等、県条例に指定されている37事務の計64事務となっています。

2 市町権限移譲等交付金

【目 的】

「長崎県の事務処理の特例に関する条例」及び「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき市町長が処理する事務（以下「移譲事務」という。）に要する経費並びに知事が所管する事務の一部を市町長に委託することにより、市町長が処理する事務（以下「委託事務」という。）に要する経費に対して、毎年度予算の定めるところにより、交付金を交付します。

【概 要】

1. 交付

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎縣市町権限移譲等交付金交付要綱の定めるところによります。なお、交付対象については、当該事務のうち個別の交付金やその他の財源措置がないものについて、これに要する経費を交付金として交付します。

2. 内容

移譲事務（事務処理ベース）

令和2年4月1日現在交付対象としているもの 604 事務

委託事務

知事が管理する事務の一部を市町長に委託する事務（特例条例で規定している事務以外のもの） 交付対象事務数 6 事務

3. 算出方法

移譲事務ごとの交付額の算出を行い、各市町に交付します。

算出方法については、一部の事務を除き、均等割と実績額の2つの方法を用いています。

（一部の事務とは、規則、要綱、契約等により交付額の算出方法が別途規定されている事務です。）

4. 交付実績

平成10年度	254,003千円	平成11年度	315,036千円	平成12年度	319,216千円
平成13年度	330,133千円	平成14年度	378,858千円	平成15年度	337,016千円
平成16年度	329,424千円	平成17年度	361,243千円	平成18年度	358,709千円
平成19年度	355,384千円	平成20年度	344,543千円	平成21年度	352,823千円
平成22年度	342,630千円	平成23年度	350,722千円	平成24年度	375,193千円
平成25年度	372,485千円	平成26年度	361,842千円	平成27年度	372,195千円
平成28年度	367,306千円	平成29年度	386,734千円	平成30年度	387,032千円
平成31年度	395,404千円	令和 2年度	395,074千円		

（ 予算額 ）

3 市町と県の人事交流の拡大

1. 相互交流

【目的】

市町と県の人事交流をこれまで以上に拡大・拡充することにより、多様化・高度化する行政需要に的確に対応できるよう相互の人材育成と一層の連携を強化していきます。

〔市町職員の受け入れの目的〕

- ・市町職員の一般的資質の向上
- ・専門的知識及び技術習得
- ・市町のネクストリーダーの養成

〔県職員の派遣の目的〕

- ・地域の声に耳を傾け、地域課題に即座に対応できる人材の育成

【交流の状況】

令和2年度 県から市町へ 24名

長崎市 3名

佐世保市 1名

島原市 1名

諫早市 3名

大村市 2名

松浦市 2名

対馬市 1名

壱岐市 1名

五島市 1名

西海市 3名

雲仙市 2名

南島原市 1名

波佐見町 1名

小値賀町 1名

新上五島町 1名

市町から県へ 24名

参考	令和元年度	相互交流	22名
	平成30年度	相互交流	22名
	平成29年度	相互交流	25名
	平成28年度	相互交流	29名
	平成27年度	相互交流	34名
	平成26年度	相互交流	33名
	平成25年度	相互交流	30名
	平成24年度	相互交流	30名
	平成23年度	相互交流	26名
	平成22年度	相互交流	15名
		研修派遣	2名

2. 市町実務研修生の受け入れ

【目的】

市町等からの研修職員を県の本庁又は出先機関に配置し、研修職員の一般的資質の向上並びに専門的知識及び技術の習得を図ることを目的としています。

〔研修内容〕

本庁又は出先機関において、常時適切な訓練及び教育を行います。

【交流の状況】

令和2年度 9名

佐世保市1名、大村市2名、五島市1名、南島原市2名、川棚町1名、佐々町1名、新上五島町1名

4 選挙管理委員会の業務

【目的及び概要】

1. 選挙の管理執行について

選挙管理委員会の運営や次の選挙等に関する事務を行います。

(公職選挙法に基づくもの)

衆議院小選挙区選出議員選挙(長崎県第一区から第四区)

衆議院比例代表選出議員選挙(九州ブロック)

参議院長崎県選挙区選出議員選挙

参議院比例代表選出議員選挙

長崎県知事選挙

長崎県議会議員選挙

(他の法律に基づくもの)

最高裁判所裁判官国民審査

憲法改正国民投票

なお、現在の国会議員等の任期満了日は、衆議院議員が令和3年10月21日、参議院議員が令和4年7月25日と令和7年7月28日、知事が令和4年3月1日、県議会議員が令和5年4月29日となっています。

2. 政治団体について

政治資金規正法に基づく政治団体の届出や政治資金収支報告書の受理・公表、政党助成法に基づく使途等報告書の受理・公表などの事務を行っています。

令和元年12月31日現在の県選管届出政治団体数：851団体

3. 明るい選挙の推進(選挙啓発)について

「明るい選挙」とは、義理人情や選挙犯罪などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙をいい、これを進める運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

選挙違反の撲滅、投票率の向上及び有権者の政治意識の向上を目指し、常時・選挙時において選挙管理委員会が様々な選挙啓発を実施しています。

(主な啓発事業)

明るい選挙推進サポーターの募集と活動

明るい選挙啓発ポスターの募集・展示

小中学校・高校等における模擬選挙の推進

高校等における出前授業の推進

各種選挙における各種啓発

パンフレットやテレビスポットCMによる寄附の禁止などの呼び掛け など

土地对策室

1 土地利用対策事業

【目 的】

大規模開発事業を対象に、国土利用計画法等の趣旨にのっとり、無秩序な土地開発を防止するため「長崎県土地利用指導要綱」により、開発行為を適正に誘導します。

【概 要】

事前協議申出制度

- (1) 1ha 以上の一団の開発行為について、知事との事前協議申出を受けます。
個別の法令により許可等を受けることにより、適用除外となる開発行為もあります。
- (2) 事業計画の内容について、県土地利用調整会議で、予め次の指導基準により協議し意見の調整を行ったうえ、指導基準との適合、あるいは関係法令による許認可の見通し等を勘案して、事前協議の終了通知を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、必要に応じ行政指導を行います。

指導基準

- (1) 県及び市町の土地利用計画との適合、関係法令等の許認可の見込みの确实性
- (2) 道路、公園、その他公共の用に供する施設の適正配置
- (3) 排水路、その他排水施設の適正配置
- (4) 上下水道、給水施設の適正配置
- (5) 土砂災害等に対する防災施設の配置状況

開発行為に係る個別法令の規定による許可又は認可等を受けた後、市町長との協議の上、開発協定を締結していただくことになります。

2 国土利用計画管理運営事業

【目 的】

国土利用計画の全国計画、長崎県計画及び市町計画を有機的に機能させ、その的確な運用を図ることにより、国土利用計画法の意図する総合的かつ長期的な国土利用政策の展開を目指します。

【概 要】

土地利用現況把握調査

長崎県計画の管理運営の一環として、土地利用の現況を把握します。

土地利用現況を面積値（利用区分別面積）で把握するとともに、毎年国土交通省へ報告します。

市町に対する助言

国土利用計画体系の確立を図るため、市町の実情に応じて次の助言を行います。

市町における計画の管理運営体制整備についての助言

計画の管理運営手法についての助言

市町計画の策定（改定）についての助言

その他計画体系の確立を図るうえでの必要な助言

土地利用に関する各種施策の調整

長崎県計画の進行管理に資するため、必要に応じ、土地利用に関する施策の現状と課題について土地利用関係部局との調整を行います。

3 土地利用基本計画管理事業

【目 的】

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画であり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画担当部局間の総合調整機能（法第10条）を果たすとともに、土地取引に関しては直接的（法第16条、第24条、第28条）に、開発行為に関しては個別規制法を通して間接的（法第10条）に規制の基準としての役割を果たすものです。

【概 要】

土地利用基本計画の構成

土地利用基本計画は、五地域の範囲縮尺5万分の1の地形図に表示したもの（「計画図」）及び土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの（「計画書」）によって構成され、計画書は前文、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等からなっています。

基本計画の変更

土地利用基本計画は、国土利用計画法（以下「法」という。）第9条に基づいて、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定され、土地利用に係る諸計画の総合調整の役割を果たすべきものとされています。従って、都市計画区域等の個別規制法による地域区分は、土地利用基本計画との一体を確保するとの考え方を前提とし指定し、又は指定されることが予定される地域です。個別規制法による地域区分を変更（新規指定及び廃止を含む。）する場合は、個別規制法による措置と整合性を図るため土地利用基本計画を速やかに変更することとされています。

本県においては、昭和55年10月の見直し改定後、令和元年度末までに40回の変更が行われました。

また、第五次国土利用計画（全国計画）が策定（平成27年8月14日閣議決定）されたことを踏まえ、県土地利用基本計画と統合することで、県国土利用計画で記述していた内容が県土地利用基本計画に承継されるよう、平成30年3月に長崎県土地利用基本計画書の全面改定を行っています。

五地域の指定状況

本県の五地域の指定状況を面積で見ると次の表のとおり、都市地域26.0%、農業地域59.6%、森林地域63.0%、自然公園地域17.9%、自然保全地域0.2%となっています。

これらの地域は、重複して指定されている地域も多く、五地域を単純に合計した面積は、県土面積の約1.7倍となっています。

土地利用基本計画の地域区分面積と構成

地 域 区 分		面 積 (ha)	構 成 比 (%)
五 地 域	都 市 地 域	107,413	26.0
	農 業 地 域	246,304	59.6
	森 林 地 域	260,195	63.0
	自 然 公 園 地 域	74,091	17.9
	自 然 保 全 地 域	768	0.2
五 地 域 合 計		688,771	166.7
白 地 地 域		6,545	1.6
県 土 面 積		413,090	100.0

(注) 構成比は、県土面積に占める割合(%)を示す。

(令和元年度末現在)

長崎県国土利用計画審議会

長崎県知事の諮問に応じ、本県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、長崎県国土利用計画審議会を設置しています。審議会の委員は13名で構成され、土地利用基本計画の変更等にあたって、各分野の専門的な意見を求めています。

4 土地取引・勧告制度事業

【目 的】

国土利用計画法に基づき、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、また、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の規制に関する措置を行います。

【概 要】

土地取引事後届出制度

一定規模（市街化区域 2,000 m²、その他の都市計画区域 5,000 m²、都市計画区域以外の区域 10,000 m²）以上の土地について「土地売買等の契約」を締結した場合、土地の取得者が契約の日から 2 週間以内に「利用目的」と取引価格等を知事に届け出る必要があります（事後届出制度）。知事は「利用目的」を審査し、その内容が著しく適正を欠くと認められるときは、「土地利用審査会」の意見を聴いて土地の利用目的について必要な変更をすべきことを「勧告」することができます。これ以外にも、事前届出制、事前許可制などの制度がありますが、現在の地価は都市部の一部を除き、依然として下落傾向にあるため、運用されていません。

無届取引

国土利用計画法に基づく事後届出を、その土地取引に関する契約を締結した日から起算して 2 週間以内に市町へ届け出なかった場合は、無届取引となります。この場合、長崎県無届取引等事務処理要領に基づいて処理を行うこととなります。具体的には、管轄の市町から、違反事案の送付を受けた後、当事者への照会を行った上で、文書注意などの措置を行うこととなります。

事後届出と無届取引の状況

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
届出件数	69	72	52	67	36	47	89	65	141	106	139	104	112	108
無届件数	60	43	48	29	50	23	50	44	87	85	77	54	94	48
届 出 対象件数	129	115	100	96	86	70	139	109	228	191	216	158	206	156
届出割合	53.5 %	62.6 %	52.0 %	69.8 %	41.9 %	67.1 %	64.0 %	59.6 %	61.8 %	55.5 %	64.4 %	65.8 %	54.4 %	69.2 %
無届割合	46.5 %	37.4 %	48.0 %	30.2 %	58.1 %	32.9 %	36.0 %	40.4 %	38.2 %	44.5 %	35.6 %	34.2 %	45.6 %	30.8 %

【注】・各年は、1 月～12 月の確定数値

- ・届出割合 = (届出件数 / 届出対象件数) × 100%
- ・無届割合 = 1 - 届出割合

土地利用審査会

国土利用計画法に定める土地取引に関する措置、その他土地利用を調整するための措置について審査するため、同法第 39 条の規定により、委員 7 名で構成される長崎県土地利用審査会を設置しています。

5 地価調査事業

【目 的】

国土利用計画法施行令第9条に基づき都道府県が毎年1回、基準地の標準価格について、不動産鑑定士の鑑定評価結果を審査調整し、国との協議を経て定めるもので、本県では、昭和50年以降、全市町村を対象に実施しています。国土利用計画法による土地取引の規制の円滑な運用を図るとともに、国が行う地価公示制度と併せて一般の土地取引に対して適切な指標を提供し、適正な地価の形成に寄与する役割を果たします。

【概 要】

調査の概要

県が予め指名した「地価調査等鑑定評価員」(不動産鑑定士)23名で基準地を分担し、鑑定評価、審査調整のうえ国と協議し実施します。この調査結果に基づき、長崎県土地利用審査会(委員7名)の意見を求め、標準価格の最終判定を行い、結果を告示しています。

基準地数

令和2年基準地数 : 447地点(宅地 438地点 林地 9地点)

評価時点

毎年7月1日

公表媒体

県広報、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット

(全国の地価調査基準地、地価公示標準地の地価情報を Google Map 上で検索して表示できる地価 MAP システムを公開しています。「<http://www.pref.nagasaki.jp/tochi/chikamap/>」)

6 国土調査事業

【目 的】

現在、登記所に備え付けられている地図の多くは、明治時代の地租改正の際に作られた地図(字限図)を基にしたもので、不備、欠陥が多く、土地の実態を把握することが困難な状況にあるため、国の統一された基準により調査・測量を実施し、地籍の明確化を図ります。

【概 要】

事業主体 市町

事業内容

市町が実施する地籍調査は、国土地理院が実施する基準点測量(4等三角点測量)のあと、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界の調査・測量及び地積の測定を行い、その結果を地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)に取りまとめる作業です。

県は事業主体である市町へ助成を行うとともに、調査の成果となる地籍図、地籍簿について市町からの請求に基づき、国の承認を得たうえで認証を行います。

認証を受けた成果は、市町に備え付けられ行政資料として活用されるほか、写しは法務局(登記所)に送付することにより、土地登記簿が改訂され、地籍図が公図に代わる不動産登記法第14条地図として備え付けられます。

なお、市町が実施する調査作業工程、作業手順は次ページのとおりでです。

事業実績及び令和2年度予定

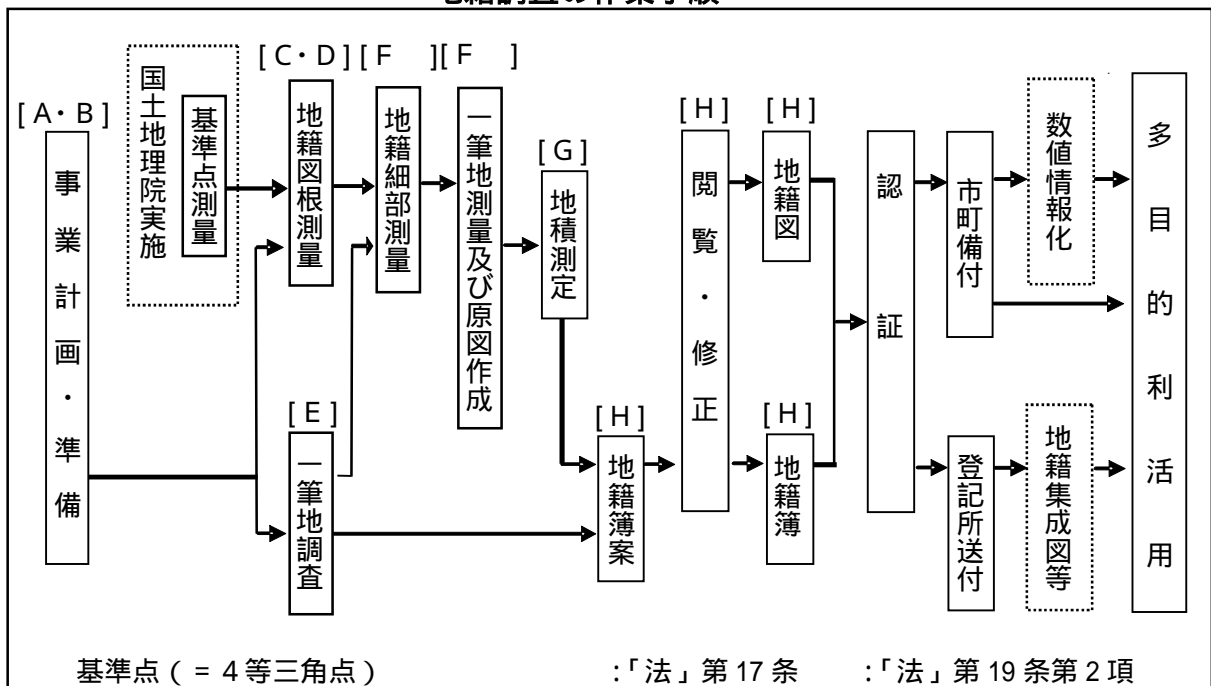
長崎県全体面積 (平成20年10月現在)	調査対象面積	令和元年度末現在		令和2年度実施予定	
		面積	進捗率	面積	進捗率
4,104.48 km ²	3,758.89 km ²	2,579.51 km ²	68.6%	27.32 km ²	69.4%

地籍調査事業の進捗

(単位 : km²)

市町名	令和2 実施面積	令和2まで 進捗率	市町名	令和2 実施面積	令和2まで 進捗率
長崎市	1.22	41.4%	長与町	-	完了
佐世保市	0.45	42.6%	時津町	-	完了
島原市	0.27	50.6%	東彼杵町	-	完了
諫早市	1.89	96.5%	川棚町	-	完了
大村市	2.50	53.6%	波佐見町	-	完了
平戸市	2.22	40.9%	小値賀町	-	完了
松浦市	1.37	63.7%	佐々町	-	完了
対馬市	7.79	59.3%	新上五島町	-	完了
壱岐市	-	完了			
五島市	5.08	56.4%			
西海市	-	完了			
雲仙市	2.12	98.8%			
南島原市	2.41	93.0%	合計		69.4%

地籍調査の作業手順



- A工程：事業計画策定及びこれに伴う事務手続き
- B工程：事業着手のための準備
- C工程：地籍図根三角測量
- D工程：地籍図根多角測量
- E工程：一筆地調査
- F工程：地籍細部測量、一筆地測量、原図作成
- G工程：地積測定
- H工程：地籍図及び地籍簿の作成

交通政策課

1 県内空港の活性化

【目 的】

長崎県空港活性化推進協議会を活用し、長崎空港はじめ県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図ります。

【概 要】

(1) 現状

長崎空港は、昭和 50 年 5 月 1 日に世界初の本格的な海上空港として供用が開始され、昭和 55 年には滑走路が 2,500m から 3,000m に延長されました。県内には長崎空港のほか、五島つばき空港、壱岐空港、対馬やまねこ空港の 4 空港に定期便が就航しており、全国の主要都市をはじめ本土と離島とを結ぶ航空網を形成しています。

長崎空港は、国内線は東京（羽田・成田）、名古屋（中部）、大阪（伊丹・関西）、神戸、沖縄など 10 路線 37.5 便、国際線は上海、香港線の 2 路線週 6 便が就航しています。

利用者数は平成 31(令和元)年度実績で 3,159 千人<内訳:国内線(チャーター便含む)3,041 千人、国際線(チャーター便含む)66 千人、乳幼児 52 千人>となっています。

また、離島の空港は、五島つばき空港と対馬やまねこ空港は長崎空港と福岡空港、壱岐空港は長崎空港と結ばれており、平成 30 年度の利用者数は 453 千人で、生活路線としての役割を果たしています。

路線数及び便数は令和 2 年 4 月 1 日現在の数字。

長崎空港利用者数の推移

(単位:人)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31(R1)年度
国 内 線	3,001,915	2,906,428	3,049,261	3,145,370	3,040,811
国 際 (定 期) 線	39,382	35,003	51,882	66,356	51,132
国 際 チ ャ ー タ ー 便	10,134	430	1,408	1,859	15,448
乳 幼 児	56,187	54,858	55,891	55,902	51,645
計	3,107,618	2,996,719	3,158,442	3,269,487	3,159,036

(2) 令和 2 年度の主な取組

県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図るため、長崎空港の活性化を推進する。

- ・ 国内新規航空路線の就航促進にかかる支援
- ・ 離島航空路線の利用促進
- ・ 長崎空港運用時間の延長のための航空需要創出
- ・ 県内空港活性化にかかる運営手法等の検討



2 離島航空路線対策

【目的】

離島航空路線維持確保のため、県内の離島航空路線運航事業者に対し助成を行います。

【概要】

1 現状

オリエンタルエアブリッジ株式会社(ORC)は、長崎～苅岐線、長崎～福江線、長崎～対馬線、福岡～福江線、福岡～対馬線を運航しています。

全日本空輸株式会社は、福岡～福江線、福岡～対馬線を運航しています。

運航事業者名	年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
オリエンタル エアブリッジ株式会社 (ORC)	路線数	4	4	4	4	4
	往復便数	11	11	11	12	12
	利用者数	170,868	170,839	191,898	223,934	235,596
	対前年比	96.7	100.0	112.3	116.7	105.2
全日本空輸株式会社 (ANA)	路線数	2	2	2	2	2
	往復便数	6	6	6	5	6
	利用者数	232,311	219,724	227,928	212,426	212,453
	対前年比	93.6	94.6	103.7	93.2	100.0

注) 路線数、往復便数は各年度の4月1日現在

注) 全日本空輸株式会社には、そのグループ会社を含みます。

注) 利用者状況欄の人数に乳幼児は含みません。



ORC (ダッシュ8-Q200)

2 今後の方針

離島航空路線の維持のため、地元市・航空会社・関係団体と連携して路線の利用を促進します。

3 離島航空路線補助制度

長崎県航空機購入費補助金

内容：県内の離島航空路線を運航している事業者に対し支援を行います。

(1) 航空機購入経費の35%のうち、運航費補助の対象とならない費用

(2) 国の運航費補助対象路線に対し補助対象額の50%

予算額：239,520千円

長崎県離島航空路線確保対策補助金

内容：県内の離島航空路線を運航している事業者に対し支援を行います。

(1) 航空機の重整備の費用のうち、運航費補助の対象とならない費用

(2) 離島航空路線のうち、一定の利用率に達しない路線の収入不足額

予算額：41,892千円

4 融資制度

長崎県離島公共交通事業対策貸付金 期間1年、利率1.55%

3 離島航路対策(離島航路への欠損補助制度等)

【目 的】

離島航路は、過疎化の進行に加えて、船舶の老朽化に伴う修繕費等運航コストの高騰、さらには航空機との競合等極めて厳しい環境に置かれています。しかし、航路は、しまの人々にとって重要な交通手段であり、日常生活に不可欠な住民の足となっています。このため、離島航路の維持・確保対策として、国の補助制度に加え、県においても離島航路の運航に対する補助を行っています。さらに、航路事業の経営安定等に資するため、各種融資制度を設けています。

【概 要】

(1) 離島航路補助制度

離島航路事業対策補助金

…一定の基準に該当する航路の運航事業者から提出される生活交通確保維持改善計画に基づき、県離島航路対策協議会において、離島の生活に必要不可欠な航路として、その確保・維持が必要と認められた航路を補助対象航路として認定し、そのうち欠損が発生した航路に対し補助を行います。(国庫補助を差し引いた額を対象)

- ・ 基幹的補助航路(2以上の市町を結ぶ航路) 補助対象欠損額の100%以内の額
- ・ 市町内補助航路(1市町内の航路) 補助対象欠損額の50%以内の額とし、市町が負担する額を限度とします。

離島住民割引事業補助金

…離島航路事業者が離島住民を対象として、寄港地のバス運賃を限度とする運賃割引を実施する場合、それによる減収額を補助(国庫補助航路:国 1/2、県 1/4、市町 1/4 県単補助航路:県 1/2、市町 1/2)

(2) 離島航路融資制度

航路改善対策資金貸付金

航路事業者の船舶の建造等の貸付資金	期間 10 年、 末端利率 1.85%
補助航路事業者の共有船舶の買取りに対する貸付資金	”

内航海運改善資金貸付金

内航海運事業者の船舶建造等の貸付資金	期間 8 年、 末端利率 1.85%
--------------------	--------------------

離島公共交通事業経営安定対策資金貸付金

補助航路事業者に対するつなぎ融資	期間 1 年、 末端利率 1.55%
------------------	--------------------

上記のほか航路事業者及び内航海運事業者の船舶建造・改造に対する公的支援としては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有制度等があります。

(3) 長崎県離島航路対策協議会

- ・ 設置日 平成 23 年 6 月 15 日
- ・ 委 員 国、県、関係市町、運行事業者、利用者代表等
- ・ 設置目的 離島の生活に必要不可欠な航路の確保・維持について協議、調整を行い、生活交通確保維持改善計画を策定します。

1. 事業の経過

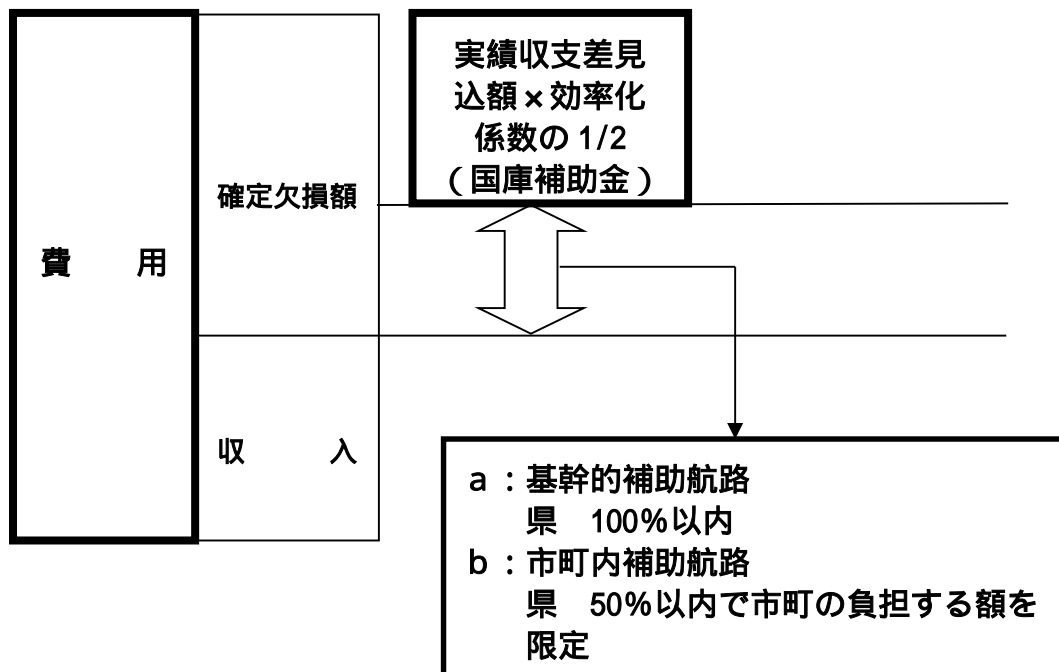
年度	離島航路事業対策補助金 交付実績(千円)		離島航路船舶 バリアフリー 建造費補助金 交付実績 (千円)	貸付金貸付実績(千円)			輸送人員 (千人) ()は離島分
	国庫 対応分	県単分		航路改善 対策	内航海運 改善	航路経営 安定	
27	751,001	59,049	0	0	0	713,000	6,935 (3,880)
28	495,305	55,302	0	0	0	687,000	6,648 (3,831)
29	542,071	58,010	0	0	0	711,000	6,052 (3,987)
30	723,556	86,074	0	0	0	735,000	5,846 (3,897)
R1	1,061,808	86,360	0	0	0	742,400	5,450 (3,866)

2. 令和2年度予算

補助 航路欠損補助 1,278,570千円
 離島住民割引補助 5,228千円

貸付金 内航海運 14,000千円
 経営安定 731,065千円

【県の補助制度(航路欠損補助)】



4 地方バス対策

【目 的】

通学、通院などの日常生活に必要な交通手段である乗合バス等の生活交通の維持確保を図るため、国、市町と連携して、乗合バスの不採算路線等に対して補助を行っています。

また、長崎県バス対策協議会においては、補助路線の運行計画や生活交通の確保方策等について協議・調整を行っています。

【概 要】

(1) 補助事業

バス運行対策費補助金（国との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、広域的・幹線的な路線について国と連携して補助

- ・地域間幹線系統確保維持費補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）
- ・車両減価償却費等補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）

生活バス路線運行対策費補助金（市町との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、準広域的・準幹線的な路線について市町と連携して補助

- ・路線維持費補助金（補助率 県 1/2、市町 1/2）

事業名		バス運行対策費補助		生活バス路線運行対策費補助
		(地域間幹線系統確保維持費補助)	(車両減価償却費等補助)	(路線維持費補助)
補助対象事業者		不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者	国庫補助路線を運行する乗合バス事業者	不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者 生活交通を確保するため、自ら運行する市町
補助対象の概要	複数市町	またがる	主として、国庫補助路線を運行する低床車両等にかかる減価償却費及び購入に係る金融費用を補助	-
	路線の長さ	-		10km以上
	運行回数	1日3回以上		1日3回以上
	輸送量	15～150人		9～150人
	中心市町等	アクセスすること		-
	収支率等	-		経常収益が経常費用の55%以上
補助対象経費の額		経常費用見込額と経常収益見込額の差額 (経常費用の45%を限度)	補助対象車両購入費 ワンステップバス1,300万円を限度 ノンステップバス1,500万円を限度 小型車両1,200万円を限度	経常費用と経常収益の差額
補助率		補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を県・市町で1/2ずつ
その他		競合率・平均乗車密度による査定減あり		競合率による査定減あり

(2) 令和元年度補助実績

バス運行対策費補助	204,816千円
生活バス路線運行対策費補助	45,333千円

(3) 令和2年度予算額

バス運行対策費補助	205,821千円
生活バス路線運行対策費補助	94,238千円

(4) 長崎県バス対策協議会

- ・設置日 平成12年11月16日
- ・委員 国、県、関係市町、バス事業者、利用者代表等
- ・協議内容 補助路線の運行計画や路線廃止後の生活交通の確保方策等

5 松浦鉄道・島原鉄道対策

【目 的】

県北地域及び県央・島原半島地域における広域的公共交通機関である松浦鉄道と島原鉄道の老朽化した車輛やレール等施設設備の更新・整備を行う費用を、沿線自治体等と一体となって支援することにより地域住民へ安全な交通手段の提供を図ります。

【概 要】

(事業期間) 平成18年度～令和5年度

(予算額) 令和2年度 189,121千円

松浦鉄道

(会社概要)

- ・設 立 昭和 62 年 12 月 10 日 (営業開始 昭和 63 年 4 月 1 日)
- ・資 本 金 3 億円 (うち県出資額 4,100 万円)
- ・営業キロ 93.8 キロメートル、駅数 57 駅 (うち長崎県内 38 駅)、車両数 23 両

(松浦鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 昭和 63 年 5 月 24 日
- ・構 成 8 団体 (長崎県、佐賀県、佐世保市、平戸市、松浦市、伊万里市、佐々町、有田町)

(令和元年度事業内容)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・事業費 272,509 千円 (うち県補助 68,612 千円)

(令和2年度事業計画)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・県予算額 81,335 千円



松浦鉄道

島原鉄道

(会社概要)

- ・設 立 明治 41 年 5 月 5 日 (営業開始 明治 44 年 6 月 20 日)
- ・資本金等 9 億 8,000 万円 (うち県出資額 8,000 万円)
- ・営業キロ 43.2 キロメートル、駅数 24 駅、車両数 15 両

(島原鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 平成 8 年 10 月 9 日
- ・構 成 5 団体 (長崎県、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)

(令和元年度事業内容)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・事業費 246,089 千円 (うち県補助 91,588 千円)

(令和2年度事業計画)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・県予算額 107,786 千円



島原鉄道

新幹線対策課

1 九州新幹線西九州ルート of 整備促進

【目 的】

我が国本土の最西端に位置する長崎県を活性化し、県勢の発展を図るためには、主要都市との時間距離の短縮を図ることが最重要課題です。新幹線の実現を核として高速交通ネットワークを確立し、国土の均衡ある発展と九州地方の一体的浮揚を図るとともに西九州地域の活力ある地域づくりを目指します。

【概 要】

根 拠 法 令 全国新幹線鉄道整備法

名 称 九州新幹線西九州ルート

区 間 博多～長崎間 約 143 km
・博多～新鳥栖間 約 26 km：鹿児島ルート共用（フル規格）
・新鳥栖～武雄温泉間 約 51 km：整備方式検討中区間
・武雄温泉～長崎間 約 66 km：新幹線鉄道（フル規格）

整備方式 平成 24 年 6 月の武雄温泉～長崎間の工事実施計画(その 1)認可時点では、フリーゲージトレイン（FGT）を導入し、新鳥栖～武雄温泉間は在来線を活用することとされていましたが、FGTの開発の遅れから、令和 4 年度に対面乗換方式により開業することとなりました。

その後、FGTの西九州ルートへの導入は断念されたため、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」（以下、与党PT検討委員会）における検討を経て、令和元年 8 月に「フル規格による整備が適当」との基本方針が示され、今後は、関係者による協議を実施することとなっています。

長崎県としては、この関係者の協議へ積極的に参加し、議論を進め、西九地域の発展に寄与するフル規格による整備の早期実現を目指します。

〔フル規格の整備効果（国土交通省試算）〕

- ・所要時間（博多～長崎の最速） 約 51 分（対面乗換 約 1 時間 20 分）
(現行 1 時間 49 分)
- ・投資効果（B/C） 3.1
- ・収支改善効果 約 86 億円/年

県内の駅 長崎、諫早、新大村（仮称）

建設費 約 6,197 億円（武雄温泉～長崎間）

平成 24 年 6 月	武雄温泉～長崎間	工事実施計画（その 1）認可
平成 29 年 5 月	〃	工事実施計画（その 2）認可
平成 31 年 4 月	〃	工事実施計画の変更認可

開業方式 武雄温泉駅での対面乗換方式（令和４年度開業時）

F G Tの開発遅れを受けて、平成 28 年 3 月、与党 P T 検討委員会、国土交通省、鉄道・運輸機構、長崎県、佐賀県、J R 九州による関係六者において、武雄温泉駅での対面乗換方式により平成 34 年度（令和 4 年度）に開業すること等を内容とする合意に至りました。

【今後の取組】

関係自治体等と連携し、西九州ルート of 全線フル規格による整備など、以下の項目について、国等に要望していきます。

- (1) 新鳥栖～武雄温泉間の整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、整備効果が最も高く、西九州地域の発展に資するフル規格による整備の早期実現を図ること。また、西九州ルートへの直通運行も視野に入れた J R 佐世保線の輸送改善に向けた支援を行うこと
- (2) 関係者間の協議において、地方負担や並行在来線等の課題解決を図ること
- (3) 暫定的な姿である武雄温泉駅での対面乗換を一刻も早く解消するため、早期に環境影響評価の調査に着手すること
- (4) 新幹線整備に伴い、上下分離される J R 長崎本線(肥前山口～諫早)において、J R 九州から譲り受ける鉄道資産についても、並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置の対象とすること

2 佐世保線等の輸送改善

【目 的】

平成4年11月の「九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」に基づき、新幹線の整備と併せて佐世保線及び大村線の輸送改善策を検討し、その整備充実を図ります。

【概 要】

九州新幹線西九州ルートは、国土の均衡ある発展、九州地域の効率的交通体系の形成、長崎県の発展のために必要不可欠であることを認識し、関係者間で鋭意その実現可能な整備方策について検討を重ねてきた結果、平成4年11月に佐世保寄りのルート案を変更し、現在のルートを新しい地元案として決定しました。

しかし、地方拠点都市としての佐世保市及びその周辺地域にはかなりの人口・産業の集積があり、今後の地域開発の可能性が高いことから、佐世保市に至る鉄道サービスの改善を図る必要があるため、長崎県、佐世保市及びJR九州で構成する「佐世保線等整備検討委員会」を平成5年9月に発足し、継続的に佐世保線等の輸送改善策の検討を行ってきました。

その結果、平成31年3月、西九州ルート（長崎～武雄温泉間）の開業時期を原則として、JR佐世保線の高速化を図るため、高速化工事（佐世保～有田間）と振子型車両の導入を一体的に実施し、「佐世保～博多間」の時間短縮を図る事業について、長崎県・佐世保市・JR九州の三者で合意に至りました。同年8月には、県とJR九州との間で工事に係る協定を締結し、現在工事が行われています。

なお、大村線の輸送改善については、沿線自治体の意向を踏まえ、JR九州に対して輸送力の強化や利便性の向上について要望を行っていきます。

県庁舎跡地活用室

県庁舎跡地活用について

【目 的】

県庁舎跡地は、岬の教会や長崎奉行所、四代に渡る県庁舎などが置かれ、その後も長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた歴史的に重要な土地であるとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産です。これらを踏まえ、県民をはじめ観光客も集い、憩える、今まで長崎のまちにはなかった新たな賑わいの場を創出します。

【概 要】

県庁舎跡地の活用については、これまで二度にわたる懇話会からの提言や、県議会でのご議論、県民の皆様からのアイデア募集、さらには各分野で活躍されている有識者の方々からのご意見などを踏まえながら検討を進め、令和元年6月に「県庁舎跡地整備方針」をとりまとめました。

その後、同年9月に「県庁舎跡地整備基本構想」の策定に着手し、現在、検討作業を進めているところです。

一方、県庁舎跡地においては、旧県庁舎の解体後、同年10月から埋蔵文化財調査を実施し、江戸時代の遺構などが確認されました。そのため、県では、さらに詳細な調査を実施する必要があると判断し、令和2年度も引き続き調査を実施していきます。

なお、活用策のうち文化芸術ホールについては、整備主体である長崎市から現市庁舎跡地で整備したいとの考えが示されたことから、県として、これまでの検討経過などを踏まえながら、歴史を活かし、賑わいの創出に繋がるよう、さらに活用策の検討を進めています。

また、少しでも早く賑わいを創出するため、県庁舎跡地の使用可能なスペースから先行的な利活用に取り組んでいきたいと考えています。

【経 過】

平成21年2月	県庁舎跡地活用プロジェクト会議の設置（県市での検討機関）
平成22年1月	県庁舎跡地活用懇話会の提言（基本理念等）
平成26年4月	県庁舎跡地活用検討懇話会の提言（用途・機能）
平成28年2月	「広場」「交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの方向性を中心に検討を進めていく旨を県議会に説明
平成30年11月	「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」を県議会に説明
令和元年6月	「県庁舎跡地整備方針」を策定
令和元年9月	「県庁舎跡地整備基本構想」の策定に着手
令和元年10月	埋蔵文化財調査に着手
令和2年1月	県として、さらに詳細な埋蔵文化財調査が必要との考えを表明 長崎市から、新たな文化施設については現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示される

資 料

地域振興部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
27	直 属	企画室	26. 7. 12 企画室新設
28			
29			
30			30. #. 10 財政再建団体に伴う改組
31			
32		企画課 企画室	
33			
34	(企画室)	企画調整課	33. 7. 10 企画室に企画調整課、文化課、離島振興課設置
35		文化課	
36			
37			
38		文生課	38. 4. 1 文化課を文生課に名称変更
39			
40	企 画 部	児童少青年課	41. 1. 5 企画部に国体企画課を新設
41		生活課	41. 4. 1 知事直属広報課を企画部文化広報課に改組
42		文化広報課	41. 8. 5 企画部の国体企画課を知事直属の長崎国体事務局に移管
43		交通安全対策室	42. 4. 5 企画部に交通安全対策室を設置
44			
45		水資源開発課	45. 4. 1 水資源開発課新設
46		水資源調査課	45. #. 1 電算準備室(企画係・計算係)を新設
47		企画調整室	46. 4. 1 企画調整課を廃止し、職制で対応 児童少青年課を教育庁へ移管 生活課、交通安全対策室を民生部へ移管 文化広報課を知事直属へ移管 統計課を総務部より移管 電算準備室を電算室に名称変更 企画部において、統計課を除き、係制を廃止
48		企画課	47. 4. 1 企画調整室を廃止し、企画課を新設 水資源調査課を南部地域総合開発局、河川開発課へ移管 電算室を電算課へ名称変更
49	直 属	企画主幹(総括主管・総合計画担当)	48. 4. 1 企画課へ土地対策室新設
50		企画主幹(都市圏計画担当)	49. 4. 1 企画部の廃止に伴い、統計課、電算課、離島振興課を総務部へ移管 直属に企画を新設 企画課の土地対策室を企画(土地対策担当)に移管 企画に総括主管・総合計画担当、都市圏計画担当を設置
51		企画主幹(開発計画担当)	50. 4. 1 企画の土地対策担当を廃止し、土地対策室を設置
52		企画主幹(同和対策事業調査担当)	51. 4. 1 企画に同和対策事業調査担当、交通計画担当を設置
53		企画主幹(交通計画担当)	
54		企画主幹(原子力船「むつ」対策担当)	53. 4. 1 企画の開発計画担当、交通計画担当を廃止
55		企画主幹(婦人問題対策担当)	54. 4. 1 直属の原子力船「むつ」対策室を廃止し、企画に原子力船「むつ」対策担当を設置
56		企画主幹(中国・基地担当)	
57		企画主幹(総合交通計画担当)	55. 4. 1 企画に婦人問題対策担当を設置
58		企画主幹(国際協力計画担当・基地対策担当)	58. 4. 1 経済部の運輸課を廃止し、企画に総合交通計画担当を設置 企画の中国・基地担当を総務部の総務学事課へ移管
59		企画主幹(中国・基地担当)	
60		企画主幹(中国・基地担当)	
61	企 画 部	同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	61. 4. 1 企画の原子力船「むつ」対策担当を廃止 企画部の設置に伴い、企画の総括主管、総合計画担当、同和対策事業調整担当、婦人問題対策担当、総合交通計画担当をそれぞれ、企画課、同和対策室、婦人対策室、運輸通信課と課制を敷くとともに、直属の土地対策室、総務部の離島振興課(半島振興業務を併せて行うため、離島半島振興課と改称)、情報統計課を企画部へ移管
62		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	63. 4. 1 総務文書課の国際交流班を充実して、企画部の国際交流課として設置 運輸通信課を交通運輸課へ名称変更(通信部門は企画課へ)
63		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	長崎「旅」博覧会推進事務局を設置 企画課で所管していたリゾート業務をより推進するため、リゾート整備推進室を設置
元		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	元. 4. 1 リゾート整備推進室を経済部へ移管 ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想を推進するため、長崎都心再開発推進室を設置
2		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	2. 4. 1 婦人対策室を女性行政推進室へ名称変更
3		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	3. 4. 1 長崎「旅」博覧会推進事務局を廃止 離島半島・地域政策課を新設 長崎都心再開発推進室を長崎都市再開発推進局に再編 交通運輸課を交通政策課へ名称変更
4		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	
5		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	5. 4. 1 情報統計課を統計課と電算システム課に再編
6		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	6. 4. 1 文化行政を総合的に推進するため、文化推進室を新設、長崎都心再開発推進局を知事直属へ移管
7		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	7. 4. 1 部の統合再編により、文化推進室、同和対策室、女性行政推進室を新設された生活環境部へ移管 長崎新幹線の実現化に向け、より体制の充実強化を図るため、新幹線対策室を新設(課内室)
8		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	8. 4. 1 "しま" "半島"の振興及び県下全域の地域振興を図るため、離島半島・地域政策課を地域政策課へ改組 国際交流から国際協力へのステップアップを図り、県下一体となった国際化を推進するため、国際交流課を国際課へ改組
9		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	9. 4. 1 長崎県地域情報化構想を策定するとともに、情報通信基盤の整備等を一層推進するため、高度情報班を高度情報化室へ改組(課内室)
10		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	10. 8. 1 県政の主要な課題について特色ある施策を推進するため、政策審議室を設置
11		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	11. 4. 1 企画課を企画調整課に、政策審議室を政策課に再編 企画調整課内に日蘭交流400周年事業推進室を新設 電算システム課を総務部へ、統計課を県民生活環境部へ移管 直属の雲仙岳災害復興室を廃止し、業務を地域政策課へ移管
12		同和対策室 廃止 婦人対策室 運輸通信課	

地域振興部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
13	地域振興部(新設)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>地域政策課</p> <p>市町村課</p> <p>市町村合併推進室</p> <p>合併・新市町支援室</p> <p>市町振興課</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>交通政策課</p> <p>新幹線建設推進室</p> <p>新幹線建設推進課</p> <p>新幹線・総合交通対策課</p> <p>土木部へ</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>土地対策室</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>国際課</p> <p>観光課</p> <p>観光振興推進本部へ</p> <p>知事公室へ</p> </div> </div>	<p>13.4.1 政策調整局、地域振興部の設置に伴い、企画部を発展的に解消 地域政策課、土地対策室、交通政策課、新幹線建設推進室、国際課、総務部より市町村課(地方課から名称変更)、 商工労働部より観光課を移管し、地域振興部を新設</p>
14			
15			<p>15.4.1 市町村合併の推進に加え、合併後の新市町と県との仕事の進め方や、各種支援を含めた県の業務や組織のあり方について検討していくため、市町村合併推進室を合併・新市町支援室と改組</p>
16			
17			
18			<p>18.4.1 合併により誕生した新市町の支援や合併新法に基づく自主的な合併の推進、市町の行財政の関する助言等を総合的かつ効率的に行うために、市町村課と合併・新市町支援室を統合し市町振興課へ改組</p>
19			
20			<p>20.4.1 国際課を知事公室へ移管 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の整備促進に向け、体制を充実し、新幹線建設推進室を新幹線建設推進課に再編</p>
21			<p>21.4.1 新幹線を含めた県内の交通政策を総合的に推進するため、新幹線建設推進課の新幹線推進業務を交通政策課と統合し、新幹線・総合交通対策課へ改組(建設関連業務は土木部へ移管)</p>
22			
23	企画振興部	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>地域振興課</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>政策企画課</p> <p>IR推進室(課内室)</p> <p>IR推進室</p> <p>IR推進課</p> <p>企画部へ</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>交通政策課</p> <p>新幹線対策課</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>国際課</p> <p>観光物産局へ</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>文化観光国際部へ</p> </div> </div>	<p>23.4.1 地域振興と連動した全庁的な企画立案や政策調整を実施するため、知事公室、地域振興部等を再編し企画振興部を新設 旧知事公室の政策企画課、国際課、まちづくり推進室を新設の企画振興部に設置 旧地域振興部の土地対策室、新幹線・総合交通対策課及び地域政策課と市町振興課を再編・統合した地域振興課を新設の企画振興部に設置 文化・観光・物産振興部門の連携強化と総合的な施策の実施、アジア・国際戦略の着実な推進を図るため、企画振興部内に文化観光物産局を設置</p>
24			
25			<p>25.4.1 国際課を文化観光物産局へ移管</p>
26		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>地域づくり推進課</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>市町村課</p> </div> </div>	<p>26.4.1 本庁と振興局との連携を強化し、地域毎の施策を強力に推進するため、地域振興課を地域づくり推進課と市町村課に再編し、総務部から振興局が企画振興部へ移管</p>
27			<p>27.4.1 国体・大会後のスポーツ振興の検討や施策の効果的な推進のため、国体・障害者スポーツ大会部の県民スポーツ課を改組し、スポーツ振興課を設置。</p>
28			
29			<p>29.10.1 IR誘致活動等の強化を図るため、政策企画課内に「IR推進室」を設置。</p>
30			<p>30.4.1 IRの推進に向けた責任体制をより明確にし、区域認定申請の諸準備等を進めるため、政策企画課内の「IR推進室」を、課から独立した「IR推進室」に改組。また、「まちづくり推進室」のまちづくり業務等を土木部に移管し、県庁舎跡地活用に 向けた検討や調整を重点的に推進するため、「県庁舎跡地活用室」に改組。</p>
元			
2	地域振興部		<p>31.4.1 IR誘致に向けて、IR事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定や、九州経済団体等と連携強化を図り九州が一体となった取組などを促進していくため、「IR推進室」の組織体制を強化し、「IR推進課」へ改組。</p> <p>2.4.1 重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化するため、企画振興部を再編し企画部と地域振興部を新設 旧企画振興部の地域づくり推進課、市町村課、土地対策室、県庁舎跡地活用室を地域振興部に設置し、新幹線・総合交通対策課は改組し、空港運営活性化策の推進、離島航路対策及び地域公共交通対策等の強化のため交通政策課、新幹線の開業に向けた機運醸成等の各種施策の強化のため新幹線対策課を設置</p>